

防整施第15499号  
27.10.1

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事の受注実績を有する企業等への再就職に係る措置の細部事項  
等について（通知）

標記について、建設工事の受注実績を有する企業等への再就職に係る措置について（通達）（防人計（事）第15479号。27.10.1）（以下「通達」という。）第4に基づき、下記の通り定めたので通知する。

## 記

### 1 用語の定義

- (1) 通達にいう「建設工事」とは、防衛省が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事であって、当該工事の工事費が1件250万円以上であるものとする。
- (2) 通達にいう「受注実績企業」とは、当該年度を含む過去5ヶ年度以内に、防衛省が発注する建設工事を受注した実績を有する建設業を営む営利企業及び同営利企業の会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である営利企業を指し、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む。
- (3) 通達にいう「事案関連企業」とは、同営利企業の子会社及び合併や分社等に

より当該企業の後継となった企業を含む。

- (4) 通達という「発注業務」とは、建設工事等（建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第17号。27.10.1）別紙の第2項に規定する技術業務をいう。以下同じ。）の予定価格の作成（予定価格の基礎となる積算を含む。）、契約相手方等の選定及び契約の締結を指し、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「取扱細則」という。）に基づく、一般競争若しくは指名競争に参加する者に必要な資格の審査に関する業務及び代金支払に関する業務を含まない。
- (5) 通達という「発注業務に関与している職員」とは、発注業務の履行及び発注業務の履行の監督に関する職務内容に従事する職員を指し、当該発注業務に係る契約が完了する前に異動した者を含む。
- (6) 通達という「必要な資料を入手するために接触する必要がある者」とは、駐留軍の施設・区域の整備のために実施する建設工事の発注業務に必要な資料を提供する合衆国軍隊の担当者をいう。
- (7) 通達という「接触」とは、建設工事等の発注業務に関与している職員が、受注実績企業の関係者と接触（事業者等の役員等の就任あいさつ及び年末年始等の儀礼上のあいさつに対応する場合、工事等及び物品等における最新技術等に関し又は業界関係者等から情報収集を行う場合及び事業者等が主催若しくは参加する技術等に関する講習会等に出席する場合を含む）することをいう。

ただし、防衛省や地方自治体等事業者以外の者が主催し多数の者が参加する式典・行事等での接触、意図せざる路上等での接触及び地域のスポーツ同好会等職務に関わらない私的な関係に基づく接触等は含まない。
- (8) 通達1(2)という「機関」とは、事務次官、内部部局の局長、施設等機関の長又は特別の機関の長に就いていた幹部職員の場合は防衛省、その他の幹部職員の場合は、それぞれ所属していた内部部局、地方防衛局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、統合幕僚学校、陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊又は機関、海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊又は機関、航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊又は機関、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁をいう。
- (9) 職員が離職時に所属していた機関が廃止され又はその組織の一部が他の機関へ移管されている場合には、所管上最も近い関係の機関又はその移管を受けた機関の長等を「官房長等」とする。

## 2 報告書の提出

- (1) 通達1(1)に基づき幹部職員が報告する報告書（以下「接触報告書」という。）の書式は、別紙様式1によるものとする。
- (2) 通達1(1)に基づき接触報告書を提出する場合の提出要領は、接触を受けてから1週間以内に、内部部局については施設計画課長気付、陸上幕僚監部並びに

陸上自衛隊の部隊及び機関については陸上幕僚監部施設課長気付、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関については海上幕僚監部施設課長気付、航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関については航空幕僚監部施設課長気付、各地方防衛局については調達計画課長気付、施設等機関、情報本部、防衛監察本部及び防衛装備庁については当該機関の建設工事を担当する部署の課長気付で提出するものとする。

- (3) (2)に基づき接触報告書の提出を受けた課長は、月末までに当該報告書の写しを作成し、翌月の月末までに人事教育局人事計画補任課長及び整備計画局施設計画課長気付で送付するものとする。
- (4) 整備計画局施設計画課長、陸上幕僚監部施設課長、海上幕僚監部施設課長、航空幕僚監部施設課長及び各地方防衛局調達計画課長、並びに施設等機関、情報本部及び防衛装備庁の建設工事を担当する部署の課長が通達1(1)に基づき接触報告書を提出する場合、月末までに当該報告書の写しを作成し、翌月の月末までに人事教育局人事計画補任課長及び整備計画局施設計画課長気付で送付することで足りるものとする。
- (5) 通達1(2)で定める報告書の書式は、別紙様式2によるものとし、報告書の提出要領は、(2)から(5)を準用する。

### 3 受注実績企業等の特定

- (1) 整備計画局施設計画課長は、当該年度を含む過去5カ年度以内に防衛省が発注した建設工事を受注した企業及び事案関連企業に関する情報を収集し、通達に基づく手続きのために必要な情報を公表し、又は問い合わせに対応するなど適切な措置を講じるものとする。

### 4 コンプライアンスに問題がないこと等の確認

- (1) 退職した管理職職員が受注実績企業に再就職するに際し、通達2(1)に基づきコンプライアンスに問題がないことを確認するに当たっては、再就職しようとする営利企業において以下が行われているか確認することとする。
  - ① コンプライアンス・マニュアルの策定
  - ② コンプライアンスに係る社内研修の実施
  - ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）

- ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (2) 退職した管理職職員が事案関連企業に再就職するに際し、通達2(2)に基づきコンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認するに当たっては、再就職しようとする営利企業において以下が行われているか確認することとする。
  - ① 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
  - ② 平成18年1月30日以降における社内研修の実施
  - ③ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者の設置、改編又は強化
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 平成18年1月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (3) 官房長等は、通達1(2)に基づく要請及び通達2(1)又は(2)に基づく要請を実施するに当たっては別紙3を参考にした書面を交付することとする。

## 5 コンプライアンス確立等の審査

- (1) 施設計画課長は、受注実績企業に管理職職員であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、競争参加資格審査申請書の提出の日から過去5年以内のいずれかの時期に在籍している場合には、通達3(1)に基づき、以下を確認する資料の提出を求めるものとする。
  - ① コンプライアンス・マニュアルの策定
  - ② コンプライアンスに係る社内研修の実施
  - ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (2) 施設計画課長は、事案関連企業に管理職職員であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、競争参加資格審査申請書の提出の日から過去5年以内の

いずれかの時期に在籍している場合には、通達3(2)に基づき、以下を確認する資料の提出を求めるものとする。

- ① 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
  - ② 平成18年1月30日以降における社内研修の実施
  - ③ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者の設置、改編又は強化
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 平成18年1月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (3) 施設計画課長は、(1)及び(2)の規定による資料が(1)又は(2)を満たすと認められる場合に限り一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を受け付けるよう措置することとし、その旨取扱細則第8条に規定する公示に明記することとする。

〇〇〇〇 殿  
(〇〇〇課長 気付)

(官職)  
〇〇〇〇

## 接 触 報 告 書

建設工事の受注実績を有する企業への再就職に係る措置について(通達)(防人計(事)第15479号。27. 10. 1)1(1))に基づき以下の通り報告します。

接触日時	接触場所	接 触 者		接 触 理 由
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名 <input type="checkbox"/> 防衛省からの再就職者 で建設工事受注等に関し 接触を求めてきた者又は 必要な資料を入手するた め接触する必要がある者	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			当方※	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名 <input type="checkbox"/> 防衛省からの再就職者 で建設工事受注等に関し 接触を求めてきた者又は 必要な資料を入手するた め接触する必要がある者	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			当方※	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名 <input type="checkbox"/> 防衛省からの再就職者 で建設工事受注等に関し 接触を求めてきた者又は 必要な資料を入手するた め接触する必要がある者	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			当方※	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名 <input type="checkbox"/> 防衛省からの再就職者 で建設工事受注等に関し 接触を求めてきた者又は 必要な資料を入手するた め接触する必要がある者	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			当方※	

※ 複数による接触の場合に同席者の官職氏名を記入する。

〇〇〇〇 殿  
(〇〇〇課長 気付)

(退職時の官職)  
〇〇〇〇  
(退職年月日)

## 接 触 報 告 書

建設工事の受注実績を有する企業への再就職に係る措置について(通達)(防人計(事)第15479号。27. 10. 1)1(2)に基づき以下の通り報告します。

接 触 日 時	接 触 場 所	接 触 者	接 触 理 由
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 退職前5年間に所属していた機関に属する職員との接触 <input type="checkbox"/> 退職前5年以前に幹部職員に就いていた時に所属していた機関に属する職員との接触	
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 退職前5年間に所属していた機関に属する職員との接触 <input type="checkbox"/> 退職前5年以前に幹部職員に就いていた時に所属していた機関に属する職員との接触	
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 退職前5年間に所属していた機関に属する職員との接触 <input type="checkbox"/> 退職前5年以前に幹部職員に就いていた時に所属していた機関に属する職員との接触	
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 退職前5年間に所属していた機関に属する職員との接触 <input type="checkbox"/> 退職前5年以前に幹部職員に就いていた時に所属していた機関に属する職員との接触	

※ 複数による接触の場合に同席者の官職氏名を記入する。

## 受注実績企業等のコンプライアンスの確認要領及び 現職職員との接触報告書提出要領

### 1 はじめに

防衛省・自衛隊を離職する隊員の再就職については、平成27年10月1日に施行された自衛隊法等の一部改正に伴い、一般職と同様に、従来の事前審査制に代わり、個人の求職の自由を前提とした上で行為態様を規制する行為規制に変更されました。

これにより、管理職隊員であった者が建設関連企業に再就職する際には、当該企業のコンプライアンス確立等を確認することとされています。そのため、離職した管理職隊員が、企業のコンプライアンスの確立等について、適切に確認するための具体的な要領を以下のとおり示します。

それに加え、管理職職員のうち幹部職員であった者については、離職後2年以内に建設関連企業に再就職し、現職職員と接触した場合には、官房長等に接触報告書を提出することとされていますので、以下に具体的な報告要領を示します。

### 2 受注実績企業等のコンプライアンスの確認要領

#### (1) 対象者

対象となる管理職隊員とは、室長級以上相当職員（7級2種以上の事務官又は1佐（三）2種以上の自衛官）が該当します。

#### (2) 対象となる建設関連企業

コンプライアンスの確立等を確認する対象となる企業は、次の2種類です。

##### ア 受注実績企業

再就職をしようとする年度を含む過去5カ年度以内に、防衛省が発注する建設工事を受注した実績を有する建設業を営む営利企業と当該営利企業が過半数の株式を有する子会社である営利企業を指します。なお、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含みます。

##### イ 事案関連企業

平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業と当該企業が過半数の株式を有する子会社である営利企業を指します。なお、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含みます。

※アの企業とイの企業とでは確認する内容が異なりますのでご注意ください。

#### (3) 確認する内容

##### ア 受注実績企業に再就職する場合の確認内容

受注実績企業に再就職する場合には、当該企業のコンプライアンスに問題がないことを確認する。



確認にあたっては、再就職しようとする営利企業において以下がおこなわれているか確認すること。

- ① コンプライアンス・マニュアルの策定
- ② コンプライアンスに係る社内研修の実施
- ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
- ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
- ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
- ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）

#### イ 事案関連企業に再就職する場合の確認内容

事案関連企業に再就職する場合には、当該事案関連企業において、コンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認する。

確認にあたっては、再就職しようとする営利企業において以下がおこなわれているか確認すること。

- ① 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
- ② 平成18年1月30日以降における社内研修の実施
- ③ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者の設置、改編又は強化
- ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- ⑤ 平成18年1月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
- ⑥ 平成18年1月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
- ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）

#### (4) 注意事項（コンプライアンスに問題がある場合等の措置）

(3)アにおける当該企業のコンプライアンスに問題がないこと、又は(3)イにおける当該企業のコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことについては、当該企業が防衛省の発注する建設工事の競争参加資格の申請を行う際に、競争参加資格機関において審査が行われ、該当がないことが認められない場合には、申請が受け付けられないこととなりますのでご注意ください。

### 3 現職職員との接触報告書提出要領

#### (1) 対象者

対象となる幹部職員とは、本省課長相当職以上（8級以上の事務官又は1佐（二）以上の自衛官）が該当します。

(2) 報告の対象となる接触

(1)の幹部職員が、離職後2年以内に受注実績企業（2(2)アの受注実績企業を指す。）に再就職した場合であって、かつ以下のアイどちらかに該当する現職職員と接触した場合には、速やかに接触報告書を官房長等へ提出すること。

ア 離職前5年間に所属していた機関に属する職員

イ 離職した日の5年前の日より前に幹部職員に就いていたときに所属していた機関に属する職員

※ ここでいう「機関」とは、所属していた内部部局、地方防衛局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、統合幕僚学校、陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊又は機関、海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊又は機関、航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊又は機関、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁をいう。

なお、事務次官、内部部局の局長、施設等機関の長又は特別の機関の長に就いていた幹部職員の場合は、防衛省をいう。

(3) 提出先

接触報告書の提出先となる官房長等とは、自衛官の場合は表1、事務官の場合は表2のとおりです。

表1 提出先（自衛官）

提出先	自衛官
陸上幕僚長（陸上幕僚監部防衛部施設課長気付）	陸上自衛官
海上幕僚長（海上幕僚監部防衛部施設課長気付）	海上自衛官
航空幕僚長（航空幕僚監部防衛部施設課長気付）	航空自衛官

表2 提出先（事務官）

提出先	退職時に所属していた機関
大臣官房長（整備計画局施設計画課長気付）	本省の内部部局
地方防衛局長（調達部調達計画課長気付）	地方防衛局※
施設等機関の長（建設工事を担当する部署の課長気付）	施設等機関
情報本部長（建設工事を担当する部署の課長気付）	情報本部
防衛監察監（建設工事を担当する部署の課長気付）	防衛監察本部
防衛装備庁長官（建設工事を担当する部署の課長気付）	防衛装備庁

※地方防衛支局に所属していた場合は、本局である地方防衛局長（調達計画課長気付）に提出すること

4 問い合わせ先

再就職しようとする企業が受注実績企業又は事案関連企業に該当するかどうかなど、この要領に記載する事項で不明な点があれば、防衛省整備計画局施設計画課（内線8-6-36442）までご連絡ください。

なお、確認を行うのはご本人であり、施設計画課が代理して確認行為を行うことはないのでご了承ください。